議第五号議案

埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則 (昭和五 十八年埼玉県議会規則第一号) \mathcal{O} _ 部を次の ように

改正する。

2 予定日 きる。 囲内で、 予定日 第七条中「事故」 前項の規定にかかわらず、 の六週間(多胎妊娠 (議員が出産したときは、 出席できない期間を明ら を やむを得な \mathcal{O} 場合に 議員が 当該出産 かにして、 V 出産の あ つて 由 は、 \mathcal{O} ため出席できな に 日 改 あらかじめ議長に届け出ることが め、 十四週間) 後八週間を経過する日までの 同 条 12 前 1 次 とき \mathcal{O} \mathcal{O} 日 _ は、 項 を カュ とら当該出 当該 加え る。 出 産 産 で \mathcal{O} \mathcal{O}

附則

この規則は、公布の日から施行する。

同

善 忠

久 美子

俊 友

塚

同

同

同同

るものである。

提

案

理

由

同

宮

栄治郎

哲

也

西 小 小 谷 山 野 島

Ŧī.

夫

信

昭

同

同

同

同

中屋敷

澤

佳

藤

邦

明

Щ

文

地

重

木

下

高

志

Щ

本

正

尾

髙

同

同

同

議員が会議に出席できないときをより明確にする等したいので、この案を提出す

江

則

田

史

員

会 議